

## 印西市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市が発注する工事又は製造(以下、「工事等」という。)の請負の契約において、地方自治法施行令第167条の10第1項(同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。)又は同法施行令第167条の10の2第2項(同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により実施する低入札価格調査に関し、法令等別に定めるもののほか、印西市契約事務規則(平成18年4月1日施行、以下「契約事務規則」という。)第46条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 低入札価格調査

地方自治法施行令第167条の10第1項(同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、又は同法施行令第167条の10の2第2項(同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその旨により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを調査することをいう。

(2) 調査基準価格

低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。

(3) 事業担当課

当該事業の設計、積算及び事業の監督等を担当する課をいう。

(4) 契約担当課

当該事業に係る契約を担当する課をいう。

(低入札価格調査制度の対象)

第3条 低入札価格調査制度の対象は、総合評価方式による入札及び予定価格が1億円以上の一般競争入札により工事等の請負契約を締結する場合とする。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査は、前条に規定する事業とし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(1円未満切り捨て)の合計額(ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に110分の100を乗じて得た額)に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格の100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。)から千円未満を切り捨てたものに100分の110を乗じて得た額を基準として設けるも

のとする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 工事等の性質上前項の規定により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とする。

(失格基準の設定)

第5条 前条の規定にかかわらず、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(1円未満切り捨て)の合計額に100分の110を乗じて得た額を下回る価格をもって入札した場合は失格とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

(低入札価格調査事項)

第6条 低入札価格調査に係る実施事項は、次の各号に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 当該事業を行うに当たって、当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項
- (2) (1)の適否
- (3) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- (4) 当該入札者の経営状況
- (5) その他必要事項

(予定価格書への調査基準価格の記載)

第7条 予定価格を記載した書面(以下「予定価格書」という。)に、低入札価格調査の基準の基づく具体的な金額を「(調査基準価格 円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「調査基準価格の100/110」と記載するものとする。

(入札者への周知)

第8条 低入札価格調査の円滑な運用を図るため、市長は、それぞれ入札に係る通知等あるいは現場説明並びに入札執行の際に次の各号に掲げる事項を説明し、問題の発生しないよう配慮しなければならない。

- (1) 低入札価格調査の基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回る価格で入札をした者は、最低価格の入札者又は

総合評価方式による入札における評価値の最も高い者（以下「最低価格入札者等」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

（４）調査基準価格を下回る価格で入札をした者は、当該入札後における職員の事情聴取に協力すべきこと。

（落札者の決定の保留）

第 9 条 入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札をした者があった場合には、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日速やかに決定する旨を告げて、入札を終了する。

（低入札価格調査の実施）

第 10 条 事業担当課の長は、前条の規定により落札者の決定が保留されたときは、次の各号に掲げる事項について、最低価格入札者等からの事情聴取等を行うものとし、第 10 号、第 13 号及び第 14 号に係る事項は、契約担当課の長が、調査するものとする。ただし、入札者が過去 5 年間に、印西市と種類及び規模を同じくする契約を誠実に履行した実績を有すると認められる者である場合は、調査事項の一部を省略することができる。

（１）その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。

（２）契約対象事業付近における手持ち事業の状況

（３）契約対象事業に関する手持ち事業の状況

（４）契約対象事業の箇所と入札者の事業所、倉庫との関連（地理的条件）

（５）手持資材の状況

（６）資材購入先及び購入先と入札者との関係

（７）手持機械数の状況

（８）労務者の具体的供給見通し

（９）過去に施工した公共事業の名称及び発注者

（10）経営内容

（11）（１）から（10）までの事情聴取した結果についての調査検討

（12）（9）の公共事業の成績状況

（13）経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会

（14）信用状態

ア 建設業法違反の有無

イ 賃金不払の状況

ウ 下請代金の支払遅延状況

エ その他

2 前項ただし書きにより省略できる項目は、第 1 号、第 10 号、第 13 号、第 14 号を除く項目とする。

3 事業担当課の長は、第 1 項の調査を行い、低入札価格調査表を作成し、契約担当課の長に提出するものとする。提出を受けた契約担当課の長は、印西市低入札価格調査委員会設置要綱（平成 20 年 10 月 1 日施行）第 2 条に規

定する低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）に提出し、その審査を受けるものとする。ただし、入札者が過去５年間に、印西市と種類及び規模を同じくする契約を誠実に履行した実績を有すると認められる者である場合は、書類回議の方法により審査を受けることができるものとする。

4 前項で提出した資料の説明は、各々調査した課の長又は長に命ぜられた主査又は主査補以上の職員が行うものとする。

（落札者の審議方法）

第 11 条 最低価格入札者等の入札価格によって、契約に適合した履行がされないおそれがある場合は、最低価格入札者等と契約せずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は総合評価方式による入札における評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札予定者と決定する。なお、次順位者（次々順位者も含む。）が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第 10 条の手続きによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、履行期間、時間的な制約等特別な事由があり、前項の審議方法によりがたい場合は、調査基準価格を下回る全員に対して、同時に第 10 条以降の手続きを行うことができるものとする。

（審査結果の答申）

第 12 条 調査委員会は、第 10 条及び第 11 条の規定による審査の結果について市長に答申し、契約担当課の長は市長の承認を得て、落札者の決定をするものとする。

（落札者の通知）

第 13 条 前条により落札者が決定したときは、契約担当課の長は、事業担当課の長に開札調書により送付するものとする。

2 契約担当課の長は、低入札価格調査が行われた場合において、第 12 条の規定により、落札者が決定したときは、入札参加者に対し、次の各号に掲げる通知を書面、電話又は電磁的な方法等により行うものとする。

（1）最低価格入札者等が落札者となった場合は、その旨

（2）最低価格入札者等以外の者が落札者となった場合は、最低価格入札者等に対しては最低価格入札者等であるが落札者とならなかった旨、その他の入札者に対しては最低価格入札者等以外の者が落札者となった旨

（契約後の取扱）

第 14 条 低入札価格調査を実施した事業にあつては、次の各号に掲げるとおり、対象事業の監督体制等の強化に努めるものとする。

（1）施工体制台帳等活用マニュアル（平成 16 年 12 月 28 日、国総入企第 26 号）に基づき施工体制台帳の確認、ヒアリングを行うものとし、特に、技術者の現場専任制の徹底、一括した請負に関する点検の強化については、重点的に行うものとする。

（2）前号の規定による施工体制台帳等の確認の他、中間検査を行うものと

する。

(3) 監督員は、当該事業に係る監督業務において段階検査、施工又は実施（以下「施工等」という。）の検査等を実施するにあたって、立会いを原則とする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載内容に沿った施工等が実施されているか確認を併せて行い、実際の施工等が記載内容と異なる場合は、その理由等について確認し適切な指導を行うものとする。

(情報の公開等)

第15条 市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条及び同法施行令第7条の規定により低入札価格調査制度に係る次の各号に掲げる事項について、契約担当課若しくは行政情報閲覧室において、閲覧の方法をもって公表するものとする。

(1) 調査基準価格は、開札調書（以下同じ。）の閲覧をもって公表する。

(2) 最低の価格又は最も高い評価値をもって落札者とせず、次の順位の者を落札者とした場合の経緯及びその理由は、調査経緯表をもって閲覧の方法によりこれを公表する。

(その他)

第16条 当該入札を執行する事業（工事等の請負契約及び物件の買入れその他の契約をいう。ただし、財産の売り払い及び物件の貸付け契約は除く。）において、入札執行前に著しい低価格（以下「不当ダンピング」という。）による入札等がなされる情報がある場合は、本要領の規定を、適宜、準用し調査できるものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告又は指名通知（以下、これらを「入札の公告等」という。）を行う工事等の請負契約を締結する場合について適用し、施行日前に入札の公告等を行った工事等の請負契約を締結する場合については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告又は指名通知（以下、これらを「入札の公告等」という。）を行う工事等の請負に係る入札について適用し、施行日前に入札の公告等を行った工事等の請負に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、 機器間接費、等
一般管理費等の額	一般管理費、等